## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

						1 /1 1
Xh 去/完成计 L /主	<b>少</b> 人 动士 極 機 性	仁				
独立行政法人住		行				
	(ふりがな)					
	氏名:_					
	/ <del>} =</del>	T				
	住所又に	k 古 川 :		T)	(	\
				Tel	(	)
(円 ) 桂却の伊葉	1ヶ間十ヶ沿海(五	<b>武工年光</b> 海4	タロックロン <i>タ</i> タ	01 夂 竺	:1百の井	日今に甘べも
	に関する法律(平		书3(写) 弗	91采用	, 1 垻(7)艿	元化に基づる、
「記のとわり休有	個人情報の訂正を	請水 しより。				
		記				
 訂正請求に係る保		百七				
訂正請求に係る保 有個人情報の開示	年	月 日				
有個人情報の開か を受けた日	+	Д Г				
	開示決定通知の文書				 寸:	
	開示決定に基づき記		右個 / 情報 /		-	
個人情報	州小八足に至って。	止を文けた体	7日 1回ノて1月 平区・	ン石かす	r	
<u>岡八晴報</u> 訂正請求の趣旨及	(趣旨)					
び理由						
0 建岡	(理由)					
	(在山)					
ア 訂正請求者		□法定代理人		意代理丿	Į.	
イ 請求者本人確	_ , , ,			217 (122)	<u> </u>	
□運転免許証		呆険者証				
	ード又は住民基本台		行記載のある	もの)		
	、特別永住者証明書				る外国人登	於録証明書
□その他(		)				
※ 請求書を送	付して請求をする場合	合には、加えて	住民票の写	し等を	<u> 添付してく</u>	ださい。
ウ 本人の状況等	(法定代理人又は任意	急代理人が請求	くする場合に	のみ記載	載してくた	ごさい。)
(ア) 本人の	状況 □未成年者(	年 月 日	生) □成年	被後見。	 人 □任意	<b>食代理人委任者</b>
(ふりが	な)					
(イ) 本人の	氏名					
(ウ) 本人の	住所又は居所					
エ 法定代理人が	請求する場合、次のい	ハずれかの書類	頁を提示又は	提出して	てください	`
請求資格確認	書類 □戸籍謄本	□登記事項	証明書	□その作	也 (	)
	請求する場合、次の					
請求資格確認	書類  □委任状	□委任者本人	の印鑑証明	書又は道	運転免許証	<u>E</u> 等
	しないでください	)				
受理印押印欄	訂正請求書受理)		(補正後	後の訂正請	(京書受理)	
			٠. د تعد	/ <u> </u>		
主管グループ			グループ(	<u>、</u>		)

## 個人情報保護第23号書式 (別添)

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」

保有個人情報の訂正請求する者氏名及び住所又は居所を記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、代理人によりなされる場合は、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してくださ

- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」 3の①及び②に揚げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報」 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により 保有個人情報の訂正請求ができるには次に揚げるものです。
  - ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
  - ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の規定により開示を受けたもの(法第90条第1項第2号)
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
- (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

- 6 「本人確認書類等」
  - (1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して保有個人情報の訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード又は特別永住者証明書(又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

- (注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による訂正請求の場合

訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機による複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項」は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合は、委任状(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し重複して発行されない書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

○ 詳しくは、訂正請求しようとする個人情報保護窓口にお尋ねください。